

## 第2回京都市歴史的景観の保全に関する検討会議事録

- 1 日 時 平成26年10月2日(木)  
午前10時15分から午後12時15分まで
- 2 場 所 京都国際ホテル 愛宕の間
- 3 出席者 委 員：板谷直子委員，大庭哲治委員，小浦久子委員，清水重敦委員，  
深町加津枝委員，松山大耕委員，宗田好文委員，門内輝行委員  
※深町委員 10時20分入室  
  
事務局：西澤建築技術担当局長兼景観創生監，松田都市景観部長，  
山本景観政策課長，小嶋景観政策課担当課長，奥村風致保全課長，  
門川企画係長
- 4 次 第  
開 会  
議 題  
(1) 世界遺産とその周辺の調査結果について  
【資料1】世界遺産とその周辺についての検討  
資料1-1 市街地の世界遺産とその周辺(二条城周辺)  
資料1-2 山裾部の世界遺産とその周辺(銀閣寺周辺)  
【資料2】世界遺産周辺における規制内容について  
【資料3】ヒアリング結果の概要  
(2) 世界遺産とその周辺での課題や対応策について  
・ 世界遺産から周辺建造物の見え方について  
・ 世界遺産周辺の景観について  
・ 今後の景観の変容について(大規模施設の建築や宅地開発等)  
(3) その他  
閉 会
- 5 公開情報 報道関係者1名

(1) 開会

- ア 委員会の公開について報告
- イ 委員の出席状況について報告

(2) 世界遺産とその周辺の調査結果について

- ア 配布資料「1. 世界遺産とその周辺についての検討」、「2. 世界遺産周辺における規制内容について」「3. ヒアリング結果の概要」の内容について説明（京都市）
- イ 案件について下記のとおり質疑応答及び討論

○座 長：はい，ありがとうございました。議題（1）（2）とありますが，（1）の部分を報告  
いただいて，（2）では，世界遺産から周辺建造物の見え方について，それから世界遺  
産周辺の景観について，大規模施設の建築や宅地開発等の今後の景観の変容について，  
という3つの論点があります。議題（1）（2）はまとめでの議論となり，1時間ぐら  
いになるかと思います。

それでは，今日歩いてきた二条城周辺や銀閣寺周辺を中心に何かご意見・ご質問等  
はございませんでしょうか。

○委 員：会議の趣旨はよく分かっているのですが，世界遺産条約も，「オペレーショナル・  
ガイドラインズ」も，緩衝地帯の整備についても全く触れられずに，いきなり景観政  
策に限られた説明であったので，ここで世界遺産とは何かという議論をしなくてもい  
いのかということ，まず1つ指摘しておきます。また，日本全体での世界遺産の問題と，  
京都固有の問題の2つのレベルがあるかと思います。その最初の日本全体のレ  
ベルで言うと，日本では緩衝地帯を都市計画法ならびに景観法関連法規で運用してい  
ます。世界遺産条約に書いてある緩衝地帯を都市計画法で守り，文化財保護法ではし  
ないということが，まず大きな問題です。でも，これは京都市の問題ではないですが，  
京都市は日本の数ある自治体の中でも世界遺産について一番進んでいる自治体なの  
で，もう少し緩衝地帯の意味から，都市計画のラインを一步超えて，何らかの手を打  
つ取り組みの考え方があるかどうか，今後，京都市が世界遺産の管理計画をつくって  
いく中で，そこに一步踏み出すかが大きな課題としてあると思います。

京都市は1994年に世界遺産に登録していますので，当時の一般的な傾向として緩  
衝地帯が狭いです。それから，先ほど言った都市計画法を準用しているのです，その制  
限の内容に偏りがあります。また，景観に対する問題があるということだったのです  
が，この点については，2007年の新しい景観政策以降，だいぶ変わってきています。

今，ご説明いただいた二条城や東寺なども，今，点検すると緩衝地帯を広げること

ができるのかということが1点あります。どのみち緩衝地帯の中だったわけですから、あと一街区ほど、一部、拡大することができるとするならば、緩衝地帯の拡大は新たな管理計画をつくるときに、非常にいい要素になるのではないかと思います。

次の点ですが、世界遺産条約で言うバッファゾーン（緩衝地帯）というのは、遺産本体を保全するという方向と、もう一つ、遺産と一体となっているという重要なポイントがあります。当然、バッファゾーンに関しても、世界遺産ですので、オーセンティシティ（真実性）の問題とインテグリティ（完全性）の問題で議論する場合があります。オーセンティシティに関して言うと、材料、技術、それから様式、セッティングです。緩衝地帯に関して言うと、様式の場合のセッティングがあります。例えばお庭には様式があります。各時代につくられたお寺には禅宗を含めいろいろな宗派があり、それぞれのお庭には歴史的・文化的にというのがあり、その庭の特質ごとに周辺がどうあるべきか、ということも大きなポイントになります。

古都京都の文化財は、当然、東山、北山、それぞれの時代の文化を絡めるわけであって、そのセッティング、それがあつた場所、当時の文化的価値をどのくらいご理解しているかが必要になって、この点になると世界遺産というインテグリティの課題が非常に重視されます。つまり、世界遺産はバッファゾーンと一体となって、全体的な価値を証明する要素が過不足なく揃っています。それが歴史的・真実性・完全性が確保されているか、あるいは文化的、思想的にインテグリティが確保されているか。こういう観点で、それぞれの文化遺産の文化的価値、歴史的価値を検討した上で、緩衝地帯としてのオーセンティシティのセッティングと様式、それからインテグリティが確保されているかを点検していく必要があるだろうと思います。

ざっと見ると、もちろん、この間、2007年の京都市の新景観政策によって、緩衝地帯の内容が大きく進歩しています。前向きな保全政策を打てることは分かりますが、もう一歩進んで、この検討会では、世界遺産が求めている緩衝地帯とは何かを検討する必要がおそらくあるのではないかと思います。どういう問題が発生するかに加えて、世界遺産としての枠組み、文化的な、世界遺産保護的な側面から、もうちょっと質的な議論が必要かなということをお述べさせていただきました。

○座長：おそらく今回の場合は、この世界遺産以外の文化財もだいぶ含まれているので、一般的な枠組みの中で資料の枠組みが整理されていると思います。しかし、今日、主題になっている世界遺産というのは、おそらく、非常に高いレベルでそれが出ていて、同じような考え方はおそらくほかの地域にも準用していけることがあります。その典型例として世界遺産が挙げられていると思います。今、宗田委員からご指摘いただいた点について、事務局の方でお考えのことがありましたら、まず、お話しいただければと思います。

○京都市：事務局も、世界遺産、バッファゾーンの勉強を、今、しているところですが、都市計画部局では、バッファゾーンは、先ほどおっしゃられたように都市計画的な手法で守っています。古都保存法で一部改定ができるという強い規制があるところは、山林などがあるのですが、それ以外は市街化区域であり、地域を指定して基準を定める規制でやっており、各基準に合っていればどうしても建つのを認めざるを得ない現状です。二条城の周辺は、歴史遺産型美観地区で、15メートルの高さ規制があり、今日、歩いて見ていただいたように、4階建て、5階建てくらいのマンションが建てられる地域です。都市計画手法としては、こういう規制でやっていきます。バッファゾーンの考え方も発展して時代とともに変わってきています。京都市が20年前に世界遺産登録をしたときの遺産条約履行のための採用指針でのバッファゾーンの記載内容と、現在の記載内容がかなり変わってきていて、事務局としても世界遺産のバッファゾーンで求められていることがどういった内容なのか、どういったレベルなのかは、まだ把握しかねているところではあります。

○京都市：先ほどは都市計画と地域地区制度に基づく説明を中心にいたしました。平成19年にはその地域地区制度に、眺望景観創生条例という独自条例で世界遺産周辺を括っていたことがあります。まず、地域地区の中では、例えば風致地区では、風致保全計画の中で守るべき風致が何であるのか、目標を設定した中で書き込んでいます。この場所には銀閣寺があるといったことを書き込むことによって、その存在を位置づけ、それにならった環境、風致をつくっていく構成にしています。ただ、制限的には、数値基準を中心にした定量的な基準を設けて規制していくこととなりますが、考え方としてはそういう中に盛り込んでいっています。ただ、世界遺産登録以降に、世界遺産を中心にした記述ができているかについては、それはまだできていないと思っています。そういう意味では、世界遺産中心に見た場合どういうふうな記述ができるのかは、都市計画制限にできるかどうかは別にして、この検討会でも議論していただければと思っています。

○委員：否定的に聞こえたかもしれませんが、京都市の高度な都市計画の景観政策の技量で、技術で、バッファゾーンをここまでしか守れないとすれば、文化財保護法とか世界遺産特別法をつくって新しい世界遺産特有の規制をかけるべきかどうかという瀬戸際だと私は思います。韓国では、市街地であればバッファゾーンの範囲が周囲50メートル、100メートルなどもあります。日本でもつくれとか、諸外国のようにしろという議論があるわけですが、京都市が今のままで世界遺産のバッファゾーンが保全できるとなれば、おそらく誰も新しい世界遺産特有の規制をつくらうと思わないでしょう。京都市がこれだけ高度な景観政策をやっている、やはり無理だとなれば、全国的な世界遺産に関わる議論になると思います。その辺の瀬戸際を、京都市がいい

事例を提供しているとお考えいただければよくて、ぜひ、その側面からも検討していただきたいと思います。

○座 長：関連して、小浦委員、何かありますか。

○委 員：気になっているのは、バッファゾーンの位置づけ、意味ですね。この初期に登録された遺産のバッファゾーンは、当時は十分その意味がまだ理解できていなくて、そのときにあった都市計画なりの範囲、風致地区を選んでいるようにしか見えません。むしろ、登録資産をきちんと意味のある形で、インテグリティを保ちながら守っていくには何が必要なのかを確認していくことが、初期に登録された奈良と京都の場合は必要なのではないかと考えています。

今、バッファゾーンを国法という形で、景観法を使うことがユネスコ的には了解事項になっているようですが、景観法をどう使っていくかは自治体によって随分違って、使う意思がなければ守れないという実態があると思っています。だから、便法的に景観法、都市計画でバッファゾーンを対外的に位置づけることは、それはそれでいいかとは思いますが、同時に地域にとってきちんと必要なところを守っていくための取り組みを考えたときに、景観法的なものでは不十分であれば、今、宗田先生のおっしゃるような話も含めての展開はありうるのかもしれない。けれども、できることはもう少しやっていったらいいのではないかなと思うのが1点です。

それから、もう1回、バッファゾーンの意味を考えてみる、共有していくことが、景観保全に関する方向性を議論する上でのベースとして必要ではないかというのが1点です。

もう一つは、2011年に世界遺産センターからドキュメントが出ていますが、その中でも、京都は大都市であるため変わっていくという前提で、どうインテグリティを維持するのか、オーセンティシティよりもインテグリティをどう維持するのかが、かなり大きな課題になっていて、その議論も少し踏まえておく必要があるのではないかなと思います。

○座 長：ありがとうございます。私もバッファゾーンについて調べたことがありますが、本当に年々進化して変わっています。おそらく、いろいろな世界遺産の場所に行くとバッファゾーン周りが壊れていて、変なものがたくさん建っていると思います。そういう意味で、バッファゾーンをさらに拡大していくことになると、極端なことを言えば京都市全域がバッファゾーンになるような形になるぐらいのことを考えています。それは、景観区域という話になります。今回、全体の試みは、かなり一般的なルールで考えるよりも、六十何箇所きちんと選んで、具体的な場所で地域の個性や意味を入れて、もう一度、きちんと見ようということがあったと思います。

眺望景観創生条例で 38 箇所を指定したときに、私は検討委員会の委員をしていましたが、そのときの候補が、最初は 597 箇所でした。597 箇所から世界遺産を中心に 38 箇所選びました。そのときに、もう一つ議論していたことは、バッファゾーンに近いものと言えば、近景デザイン保全区域の問題です。近景デザイン保全区域を全て視点場から 500 メートルで一律に囲っています。しかし、本当は例えば参道に沿って区域が延びて、500 メートルを超えた区域でも関係があることもありますし、あるいは 500 メートル内でも関係がない区域があるのですが、そういうことを全部無視していますので、ある意味ではかなり暴力的な、思い切った決め方をしています。その意味では、初期的な方策だったと思います。おそらく、今後、保全区域も含めてバッファゾーンを、それぞれのコンテキスト（文脈）に即して意味論的に、意味や歴史性を考えながら、もう一度、区域の指定を丁寧に見ていく段階になっており、その検討をするために、今回の検討会はあるのかなと思っています。とはいえ、世界遺産の問題はかなりクリティカル（危機的）な問題としてあるので、それはそれとして、きちんと抑えておかないといけないと思います。

○委員：宗田先生がおっしゃった中で大変大事な部分は、構成資産そのものに価値があって、バッファゾーンはその周りの景観の価値を担保するもののように見えるけれども、そうではなくてバッファゾーン自体にも価値があって、それで一体をなしているということです。しかし、二条城から周りが見えるか見えないかというときに、バッファゾーンを知らず知らずのうちに資産から切ってしまうと、特に価値はないけれども、景観上の価値を担保するためのただのゾーンと捉えているのではないかと思います。この世界遺産、今日は二条城を歩きましたけれども、そこで言えば、バッファゾーンにどういう価値を見いだして、それを世界遺産の価値としてどのように捉え、これからどう景観をコントロールしていくかが大事だと思います。

それに関連して、少し具体的に言わせていただくと、今日、資料に古い地図を付けていただいて、大変よろしかったと思いますがこれでは全然足りません。江戸時代の絵図もありますから、それを見るとすぐにいろいろなことが分かります。例えば押小路通は、室町通よりも東にしかありませんでした。室町通よりも西の部分は後の時代に通されたものなので、二条城が建ったときにはその角の櫓は押小路通からの視線が意識されていたわけではありません。そういうことをきちんと考えないと、現在の見え方だけで議論することになるので、おそらくバッファゾーンの価値を考える点では、かなりさかのぼって、その場所の意味を掘り下げる作業から始める必要があるのではないかと思います。

京都国際ホテルがある場所と全日空ホテルがある場所は、江戸時代の絵図を見ると武家屋敷です。非常に広い敷地利用をしていて、それがずらずらと並んでいた。現在の景観は、基本的には大型施設が並んでいる景観が継承されており、建物は変わって

いるが土地利用の形態は変わっていません。このようなことも、いろいろ歴史を調べて考えていく必要があるのではないかと思います。これは、明治時代以降を追っただけでは分からないことではないかと思います。おそらく、門内先生がおっしゃった、それぞれのコンテキストを考えるとというのは、私にとっては歴史的な土地利用とか、その場所の京都における都市構造的な個性などを明らかにしていくことと対応しているのではないかと思います。

○委員：今の発言に加えて、1つだけ提起しておこうと思ったことのは、二条城周辺であれば、歴史遺産型美観地区から沿道型美観地区が指定されています。この美観地区類型以上に、景観計画の中では地域別の方針をきちんと書いている。しかし、そうした計画的な方法論は持っているのですが、なかなか運用的な方法論は持たないがために、うまくコンテキストがリンクできないという現実があります。これは、3～4年前に調査をさせていただいたときにもご指摘させていただいて、そのときに、すでにデザイン基準に基づいて認定をしている中で、新たに地域別方針をうまく使いながら認定を考えていくためには、何かステップがあると、少し議論をしたかと思っています。あるいは、海外型の制度や、そういうものとの組み合わせがないと難しいかなという話がありました。方法論とか計画的な手法論、仕組みもありますが、うまくそれを景観関連法の中に生かしていくのは大変難しいことだと思います。そこを考えないと、いくら制度をつくって結果的には地区別方針を書けたとしてもうまくいかない実態は現実問題としてすごく難しい状況として残るかなと思っています。

○座長：今、小浦委員がおっしゃったことは、かなり結論に近い話です。つまり、いろいろ規制などの枠が掛かっていて、その全部がいろいろ関わって複雑になっているというのは分かります。けれども、結局、ここに出ている周辺の建物の見え方が「見えていますね」となる。では、それをどうやって防いだり、コントロールしたりしていくかという点で、アクションを打つところの制度をどうつなぎ合わせてどうやっていくのかとか、資金はどうやっていくのかなどの戦略を、六十何箇所検証した後に出していかなければいけないと思います。現段階では取りあえず現状がどうなっているのかということ、いろいろな見え方について調べているのだと思います。

今、一般的な方法論とか方針について、有益なご指摘をいろいろいただいたのですが、ほかの方のご意見もお伺いできればと思います。板谷委員、いかがでしょう。

○委員：大変面白い議論になってきて、非常にわくわくしてきました。資産の中から見える、見えないという議論は、今までずっと積み重ねられてきたことでしょうし、いろいろな努力があって、今、区域とされている外の方が見えているのをどうしようという話にもなるかと思っています。しかし、この外側の、いわゆるバッファゾーンにかか

る部分については、結構、町家などが残っていたんだなということと、地図に示されている町家が随分つぶされているんだなということは感じました。それについて、今、小浦先生がおっしゃったように、それを防ぐ手立てはないという、そういうことも学ばせていただきました。

○座 長：松山委員，いかがでしょうか。

○委 員：はい。私も2点ありまして、1つは、もちろんこの場で私たちが話すことも大事ですけれども、一番大事なのはそこに住んでいる人だと思います。私も、今回、人生で2回目か3回目に二条城に来ました。例えば、二条城から全日空ホテルや京都国際ホテルを見て、「うわっ、高いな。あれがなかったら、もっとええのにな」と思ったと思いますが、果たしてホテルの人は、二条城に行って自分のホテルを見て、これがなんとかなかったらいいのにな、と思っているのかと思います。結局、ここでどれだけ議論をしても、周りの人たちの協力がなければ何もならないと思います。世界遺産の周りに住んでいる人たちが、まずその場に行って、自分たちの住んでいるところは格好悪いと思えば、私たちはどうできるのかとか、どうしたらもっと改善できるのかなという発想になってくると思います。そういう発想を持っていただくのは、すごく大事なのではないかと思いました。ですから、今日、私たちが実際に行って調査したように、この周辺の住民の方、もしくはオーナーの方に、ぜひとも、来ていただけるような工夫をすることが、実効性のある第1歩目かなと思っています。

もう一つは、私、先週、視察でUSJへ行ってきました。ハリー・ポッターを回らせていただいたのですが、やはりあそこはすごいと思います。入った途端に「WOW!」となるのです。完全にハリー・ポッターの世界が体現されているのです。世界遺産も、おそらく、そうしなければならぬと思います。今日、二条城を調査して、もちろん、周りの風景も大事だと思いましたが、例えば、中のサインが格好悪いと思いました。あるサインが漢字で書いてあって、その下英語で書いてありました。例えば、漢字で書いてあるところは全部ハングルとかロシアのキリル文字で書いてあるのを想像してみたら、訳が分からないし、せっかくの眺望が台無しだと思います。「WOW!」と感じていただくためには、京都の世界遺産をはじめとする文化財のところでは共通したロゴであるとか、トイレなどは、言葉を介さないユニバーサルなデザインをしていくのが良いと思います。必要なサインはトイレ、禁煙、立ち入り禁止と写真撮影禁止などその程度だと思いますので、そうしたものを統一したものにしていく。ハリー・ポッターの世界は、完全にオールドイングランドの雰囲気です。オールド京都の雰囲気に合ったサインに変えていくだけで、京都だとか、「WOW!」となると思います。小さなことかもしれませんが、まず自分たちができるところから統一感を図っていくこと。そこが、今日の勉強になったことでした。

○委員：今のご意見は、まさにそのとおりだなと思いました。非常に大きな視野で見たときは、地域の人が細かい部分も含めて一体感をつくることが大事だと思います。今回の銀閣寺周辺の宅地開発の件では、いろいろな評価をして積み重ねてきた既存のルールで何もできない部分があることをとても実感しました。私にとっては当たり前だと思っていたことができなかつたことの1つは、細分化して宅地をつくる中で、土地の起伏や地形など、周りと一体となった景観の構造を大事にすべきところが、ルールの中ではあまり問題にされないことです。また、この場所には大きな木やとても良い生け垣が疏水際にあり、それが要素として単にあるのではなく、在来種であったり、丹念に管理してきた生け垣自身も生物多様性などの観点から大事です。けれども、そういう緑が、とにかく全部更地にして新しく樹木を植えたらそれで良しになってしまうのが、とても残念だなと思いました。

この2点が今回の事例の中から非常に学んだことですが、そういうところをどういう形できちんと事業者の方に分かっていたり、ある程度の支援なり、あるいは規制の中では存在しない部分をきちんとつなげていく工夫ができるのかを、今回の点検の中で考えていけるといいと思います。

平面的な変遷を見ていくことも大事ですが、例えば名所図会など、江戸時代から現在まで絵に描かれたり写真で撮られたりという形で表れているように、京都らしいそれぞれの地域の大事な構図や見え方などいろいろあります。

それは、銀閣寺の庭の名所図会と、現在の同じ構図で撮った写真を比較してみると、当然大きく変わった部分もありますが、様式や型、森との関係でとても大事なところが、少しは変わりながらも現在に続いている部分があります。全くなくなってしまったものは、ある程度仕方ない部分もありますが、そうして何百年もつないで今日に至るものを、担当者がその部分の見方の補足をするような運用がないために失ってしまうのはとても残念なので、そういうところを漏れがないようにしていけるようになるといいなと思います。

○座長：議論としては、制度論のようなものがずっと出てきているのですが、松山委員と深町委員のご発言を伺っていると、それだけではなくて、関わっている主体が誰なのか。例えば、遠くを見る場合、景観を楽しむ人と規制を受ける人、受益者と受苦者という主体が分かれてしまうわけです。あるいは、先ほどのハリー・ポッターの話では、最初は結構格好悪くできてしまったのでディレクターが徹夜で繰り返し修正して創り上げたという話をNHK番組『プロフェッショナル』で放送していました。つまり、全体を見ているディレクターが必要ということです。世界遺産をどのように見せるのかを考えるディレクターがいて、例えば天守閣の上から見たときに、あそこに木を植えて見せないようにするのかどうするのかを考える、そういう主体がやはり必要です。

そして、周りを守るのであれば、コミュニティー、あるいは開発事業者たちを巻き込んでいかないと、制度論だけではなかなかうまくいかないと思いました。やはり、何かアクションを起こすときには、それに協力してくれる人や動いてくれる人を見ていかないといけない。各地域には、いろいろなことを考えている人がいらっしゃるのです。その人たちを巻き込む。レポートがただ単に六十何箇所できたというだけではつまらないので、検証したことを周辺にも周知したりしながら、一種の運動のような形にしていかないといけないのかなと思っています。

最近の景観研究では、写真を撮って写っている場所が地図上でどこにあるのかを調べています。そうすると、結構、その場所が飛び飛びになって出てきます。かつ、それぞれのステークホルダーが、公共セクターなのか、民間セクターなのかというマップがつくられています。そのあたりの景観の成り立ちと主体の関係を調査しないと、制度だけでなんとなく守られるような気になるのですが、景観形成には関係者を入れていかないといけない。せっかくこういうものができたら、できたレポートをうまく活用して、景観を守り育てていく方法をデザインしたり、あるいは周辺の理解を深めていく形に持っていかないといけないのかなという感じがしました。

大庭委員、少しご発言いただけますか。

○委員：今日、二条城から周辺を見たときに、アンテナが立っているのが見え、眺望として本当にこれがバッファゾーンなのかと思いました。それと、実際に二条城の外を歩いたときに、地図上でバッファゾーンと指定されているところでも、マンションが建っているところもあれば、町家があるようなところもあり、全く趣が異なります。バッファゾーンをどのように考えて、どのように守っていったらいいのか、ということに非常に強く関心を持ちました。

少し不勉強で分からないのですが、世界遺産のバッファゾーンの範囲がおおよそ100メートルぐらいですか。

○委員：この20年の間にバッファゾーンの考え方が随分変わりました。韓国では、韓国の文化財保護法による緩衝地帯が50メートル、100メートルであるため、韓国ではそれをバッファゾーンに使っています。ところが、国によってバッファゾーンの意味が異なります。先ほど言ったオーセンティシティとかインテグリティで遺産の価値を考えるため、遺産本体の周りを囲っていないバッファゾーンもたくさんありますし、そもそもバッファゾーンを持っていないところもありますし、その遺産の種類も違います。これがバッファゾーンだという定義はありません。1994年の古都京都の文化遺産の登録に向けては、その当時は世界遺産の登録が日本では初めてだったため、バッファゾーンとは何かということから考えだしました。当時はこれが最善だと思いましたし、当時の職員さんが大変苦勞してつくった時代から、私は知っています。だから、

京都市は何も悪いことをしているわけでも、間違っているわけでもないです。ただ、この 20 年の間に世界遺産の世界に日本が入ってしまったら、いきなり欧米の専門家と手法を議論するようになったので、日々、変化していく保全の世界に付き合わされてしまったということなのです。

○委員：なるほど、分かりました。先ほどの地図上では、だいたい 100 メートルぐらいの範囲でバッファゾーンの線が引かれていると思います。眺望景観の場合は、500 メートルで引かれていました。歴史地区の外部効果の先行研究の中には、周辺の資産価値に、おおよそ 500 メートル程度の影響を及ぼすという結果が得られているものもあります。京都市として、あるいは市民として、バッファゾーンに何を求めるのかをしっかりと考えておかないと、仮にいろいろな規制をかけたとしても、当然、漏れることもあるだろうし、守るべきものが実際は守れていなかったということもありうるのではないかと感じました。

○座長：バッファゾーンというのは、ゲシュタルト心理学で言うところの図と地の関係のようなどころがある。

○委員：そういうのが、古典的なバッファゾーンの解釈で、それが変わってしまったのです。

○座長：どういうふうに変わりましたか？

○委員：つまり、ゲシュタルト心理学で言うと、図と地の関係だと長い間、割と理解していた部分がありますが、そうではなくて、理論的にオーセンティシティの話とインテグリティの話をしていくと、別に地ではなくてもいいだろう。「別に、地図上で示されるものではない。」という議論がたくさん出ています。さらに、そのコンテキストにとってバッファゾーンとは何かを考えないといけないのです。

○座長：同じことを言っていると思いますが、何を地と見なして、何を図と見なすのが結構大事です。私は世界遺産である、中国の麗江へ行ったことがあります。麗江のバッファゾーンの外もひどいですが、バッファゾーンの中にある土産物屋が一番気持ち悪かったです。景観を壊しているわけではないし、とても似たようなものをつくっているが、実際には本物ではない建物が作られているのです。

○委員：中国人のモラルで日本人より道德観を上げようというのは、それは無理ですから。

○座長：だから、文化財だけでは成り立たなくて、周りのものと一体になっているのだと思

います。景観というのは基本的には関係性なので、その関係全体を保存するためには文化財だけを守っていてもしかたなくて、ある意味、周辺のものと一緒に守らないといけない。

それから、先ほど松山委員がご指摘になったように、文化財の中のサインとか視点場もおかしくなっています。まだ世界遺産ではありませんが、世界遺産になっていない神社や仏閣の中には資産とは異なるものが建っている場合があります、むしろ内部の経営状態から考えなければいけないという少し違った問題が出てきます。

そういう意味では、文化財として何を守るのかだけではなくて、その周辺のところまで合せる。これが景観という考え方で、物単体を守っていくよりも、物と図と地という全体をどうやって守っていくのかという手法としてバッファゾーンという考え方が出てきています。それが、おそらく最初は形態論的に出てきていて、少しずつ意味を考慮した形になってきています。例えば、立命館大学の山崎さんが中心になって、清水寺周辺のバッファゾーンについて今年の日建築学会に大会論文を出されています。その研究では、寺の参道に沿ってバッファゾーンを延ばしていき、それは資産から1キロぐらい離れても、そこにとっては大事な景観になっている。そういう意味で、機械的にはではなくて、歴史的にいろいろなことを含めてバッファゾーンの形自身を考えていかなければいけないという研究をされています。

○委員：富士山の世界遺産登録を見てみても、日本でもバッファゾーンのあり方というのはだいぶ進んできています。ちなみに、京都の場合は、富士山とは違っていわゆる歴史都市型です。つまり、欧米の、歴史都市としてヒストリックセンターがそのまま本体として登録されているところに近いのです。新景観政策のときに、門川市長が京都は、日本はモニュメントだけではなくて、歴史的都心部というのを世界遺産登録することを目指したいということをおっしゃった。現実的には、非常に難しいと思いますが、それは1つの考え方としてあります。1974年のユネスコ勧告を受けて、歴史的都心部という概念が京都に初めて導入されました。ところが、当時の大西國太郎先生はそれを聞いたが意味が全く分からなかった、とおっしゃられていました。その後、進むべき過程の中で、世界遺産登録20周年を迎えたのです。

このグローバルな議論の中で景観政策を次に進めるとすると、あとは1つの方法として、フランスとかイタリアが行っているような建築類型と都市組織を保存する手法があります。日本でも、文化的景観の議論が進んでいく中で、景観要素に関する取り組みが進んできましたし、二条城の周辺においても景観要素は歴史的景観の保全には必要です。土地利用の建築類型と都市組織を見出して、それぞれのバリエーションは進化していくという方向でモデル化することで、オーセンティシティを確保していくという流れになると思います。ただ、これは次の方法としてあると思います。

あとは、松山委員が先ほどおっしゃった「WOW!」という評価ですが、世界遺産

にワオファクターというものがあります。世界遺産に行ったときに、まず「WOW！」と驚く。これは世界遺産を登録するときに強みになる。ところが、最近登録された世界遺産を見に行っても、驚けないものがたくさんあります。産業遺産や文化的景観にそういうものがあります。そもそも世界遺産には外国人が見るもので世界に向かってどう発信するかというところから、そのワオファクターを大事にしろという議論はありますし、それは徹底する要素であると思います。

○座 長：先ほど宗田委員がおっしゃったイタリアの手法というのは、建築類型とアーバンテ  
イッシュ（都市組織）とがどういう関係にあるのかということで、おそらくヨーロッ  
パの場合には割と建築と都市が関数的な関係にあるけれども、日本の場合はそんなに  
…

○委 員：いえ、日本でも割ときれいにつながっています。おそらく大土地所有の敷地や清水  
などの門前町もそうです。それが残っているところを文化的景観にしようという取組  
みが進んできたので、割と残っています。

○座 長：しかし、日本ではどうもそんなにきれいにいなくて、図と地の間に隙間が空いて  
いるようなところがあります。しかし、イタリアの場合、非常にきれいに建築類型の  
コンビネーションで、全部、説明ができます。言いたかったことは、モデルとしては  
イタリア型とかいろいろな型があると思いますが、京都なら京都、日本なら日本なり  
のやり方をつくっていかねばいけないということです。

○委 員：少し話を戻してしまいましたが、先ほど松山委員がおっしゃられた、テーマパークと  
の対比という定義については、私は賛成しかねるものがあります。「WOW！」とい  
うところが大事だというのは非常に共感しますが、その考え方を歴史的なモニュメン  
トに持ってくると、歴史的なテーマパークを目指すのだろうかということになってしま  
い、やはり、それは違うと思います。時間的に変化する要素というのが、歴史的な  
ものの本質にあると思いますので、その部分の違いをどうやって出すかを考えていく  
必要があると思います。

二条城については、どうも、植栽をついたてのようにして外から縁を切ることによ  
って歴史的景観を守ろうというか、作り出そうとしているように感じました。実現  
できるかどうか分かりませんが、理想的にはそうした木を切るべきではないか  
と思います。外を見せることができれば、バッファゾーンと中との関係をつくること  
ができます。一部分だけでも切れるような景観政策ができないかというふうに、私は  
考えたいと思っています。今日、二条城の北門から外に出るときに、門の中からマン  
ションが見えて「これは、どうなんだろうか。」という意見があった一方、宗田先生

なんかは「悪くないのではないか。」とおっしゃっていました。私も、見えるものを積極的にどうデザインするかを考えるべきではないかと思いました。

○委員：深町先生や清水先生がおっしゃっていることについて、景観施策として、今、思うところを述べておこうと思います。京都は長い時間、都市として生きていたところで、変化しているのが当たり前なのです。京都がずっと生きていこうと思うと変化をするはずですが、そのときに一体何を維持していくのかをきちんと共有しておくことが大事なのではないかと思います。そういう意味で言うと、先ほどから話に出ていた地形、植生、そして本当にベースに持っている土地の意味という経過構造的な部分と、京都が長いこと、何度も何度も繰り返すつくり直してはいるけれども、非常に計画的につくってきた部分があるために、道が残り、土地の形が残っているというコンテキストがある。そういうところであれば、武家屋敷であった大きな土地であれば、低層だから小割りの住宅開発でいいのではなく、逆に大きな敷地のまま非常にいいマンションを建てる方が意味としてはいいと思います。

今、どうしても景観という表現的な形態規制などの話にいきがちなんですが、それは今ある手法によりそうならざるを得ないのであって、本当は手法とうまく付き合えばいいのです。ただ、手法の法的な部分を改善していく中で言えば、使うときにその意味をどれだけ地域の人とか市民が共有できていて、その意味を納得できるか、そういうプロセスが必要だと思います。

それは、単に形が問題ではなく、ここがどういう場所で、どういう意味で、例えば、ここに二条城があることの時代的、様式的、歴史的な意味において、その時代の意味が了解されている必要があります。また、先ほど宗田先生がおっしゃっていた、庭の様式が周りからどう見えるのものであったか、どういうふうに見えることを前提につくった様式の庭かということを考えれば、つくってはいけないものがたくさんあります。周りが見えるから、隠すために木を植えるのは本来的に違います。そうしたことも含めて、一度きちんと点検することが大事ではないかと思っています。

世界遺産のバッファゾーンと、今回点検する世界遺産以外の場所とでは、どの辺を意味的、価値的に狙うのかは、たぶん、違うと思いますが、読み方をきちんとする必要があったり、それを景観計画にもう少し丁寧に書いて、それを認定に使っていくとかであったり、共有できる方法論はあります。そういうところを確認しながら個別にきちんとカルテをつくっていくことなのかなと思いました。

だから、何も形だけが問題ではなくて、それを意味付けている大きな構造的なところの了解事項はとても大事になります。今の現象を追うだけではなくて、なぜそれがそうなっているのかとか、歴史的な変化の過程を少し確認しておくことが大事だと思います。

○座 長：ありがとうございます。基本的には、変わるものと変わらないものがあり、その中で本当に京都が守ってきたものは何なのか、あるいは今後も発展させていくときの基盤になるものは何なのか。実際に、私もまちづくりのフィールドでそれをやろうとして、通りごとのコンテキストについて意見をまとめてみても、始めはまとまりません。けれども、それを議論することが大事なのです。議論していくことで、みんなが共有して、学習して、学んでいき、少しずつレベルが上がってきます。一度では結論が出ませんが、「何で、それがいいの？」と聞くと、いろいろな意見が出てきて、景観に対する認識が深まっていきます。そういう意味では、今回、つくっているこのレポートも、これが結論ではなくて出発点であり、それぞれの場所で、何が大事な価値なのかということ、先ほどのステークホルダーを入れて議論していかないといけないのかなと思います。

○委 員：先ほどの補足ですけれども、私はテーマパークをつくれと言っているわけではなくて、例えば、今日も「たき火禁止」という看板を見ましたが、あんなところでたき火する人はいないと思います。また、「芝生に立ち入らないでください」「Please keep off」の看板もやはり目障りだと思います。江戸時代にはそんなものがあつたわけではなくて、しかも、今は海外の人が多いので、できればユニバーサルなデザインで示して、目障りなものをなくしてスムーズに誘導するデザインが必要だということをお願いしたかったのです。

○委 員：先ほどの清水委員の緑に関するお話についてですが、私も本当に同感です。京都市も変わってきてはいると思いますが、今までは、緑や自然というものを単にそのままの状態に置いておくということと、緑化することがいいという方針が主でした。しかし、あるべき姿の自然や緑があつて、それに対してどう適切な管理をしていくかがとても大事だと思います。それは見かけだけではなくて、例えば歴史的にお寺の周りの樹木でも、木材を供給する場であつたり、精神的な意味がある神木であるなど、いろいろな機能があり、そういう部分も含めながら、あるべき姿にしていくということです。だから、場合によっては思い切って切ることも大事ですし、この木だけはどうしても残していくとか、ここの部分については緑を増やしていくとか、そういうところにさらに力を入れてほしいと思います。

○座 長：おそらく、景観論のかなり深いレベルに来ていて「よき景観とは何か」という議論にあると思います。景観の法則性の中に、Law と Rule と Strategy の3つのレイヤーがあるという理論を立てている人がいます。1つが生物学的法則性というLaw、2つ目が文化的・歴史的規則というRuleで、3つ目がアーティストとかデザイナーとか現在の人々が表現するものとして、Strategy といいます。歴史性ももちろん大事ですが、

私たちも人間なので、生物として何がよき景観なのか、住みかとしていいのかという、その辺の問題もあると思います。それから、ある種のアーティストなり優れた人が表現をしていくこともあっていいと思います。つまり、「よき景観」と言うときに、いくつかあるレイヤーを少し見極めながら考えてないといけないかなと思います。

○委員：富士山などはよく言われていますが、世界遺産は必ず駐車場など交通との関わりや問題が出てくるかと思っています。これまで建物をつくることに対していろいろな規制をかけていますが、コインパーキングや大型駐車場、更地の状態に対しても何かしらのコントロールをする必要があるのではないかと、そのあたりもバッファゾーンを考えていく上で重要になってくると思いました。

○座長：今、大庭委員が指摘されたのはとても大事で、先ほどの現地調査で二条城の北側の囲われた管理地も、そこに何ができるか分からないですよ。しかし、なかなか経済法則で簡単ではないと思いますが、あの場所にふさわしいものとしては「こういうものがある」のではないかと考えて、誘導していくような施策が実際には必要だと思います。

○委員：その車の件について、二条城に関しては、東側のバスの駐車場を廃止して広場にしましょうという検討がされていますが。団体の観光客は全体の12～13%ぐらいを占めていて、団体バスで観光しています。そのバスを二条城の駐車場だけで処理できるのか。同じことが秋の観光シーズンの嵐山や東山でもどう処理するかという議論があり、京都市全体で交通処理計画を考えていかないと、難しいかなという感じがします。世界遺産における駐車場についての考え方は、富士山のように基本的には駐車場を外に出します。二条城は、今、それをしようとしています。銀閣寺の市営駐車場は将来的には廃止の方向でしょう。その他、嵐山や清水の市営駐車場など1960年代に整備している駐車場が見直すべき時期に来ています。これは、大きな議論としてモビリティがあり、都市計画部局だけではなくて、景観、交通、観光、環境など大きなテーマで協議をする必要があると思います。

○座長：モビリティのデザインですね。  
ほかにご意見はありますか。

○委員：歴史的なコンテキストや地域的なコンテキストを読んで、きちんと周辺をつくっていかうという、非常にいい議論になっていると思います。それに加えて歴史的な積み重ねの中で物が残っていることは非常に重要なことだと思いますので、町家など現在、残っているものをきちんと守っていく。また、先ほど現地調査でも、新景観政策以降

の認可物件を見ました。個別には非常にいいデザインになっていると思うのですが、周りとの関係性は考えられていないのではないかと思います。個別の見方もあるのですが、周りとの関係性としてきちんと見ていって、どうつくっていくかという議論がやはり必要ではないかと思います。

○座 長：マクロに政策的に規制をかけるとか、全体の方針を立てることと同時に、バッファゾーンの中で各々の主体が、建築行為や何らかの開発行為を行うので、その人たちも周辺のマイクロな関係を丁寧にやっていく、そういうことが積み重なっていくだけでも随分違いますよね。

○委 員：切妻のところは切妻で、平屋のところは平屋で建てたり、色のコーディネーションも両側の色との中間色に自分の家を塗ればきれいになります。割と基本的な造りですが、建築ではそれすらきちんと景観の部類として教えなかった。しかし、町家が並んでいるところは、そういうルールがあったので、それで町並みを保っていました。

○座 長：基本的に、今のルールは、建物単体、敷地の中のルールとなっていて、私の敷地と隣の敷地の関係を考えるという、相隣関係のルールが、全部消えています。景観をつくる時には、相隣関係のルールを入れていかなければいけないが、今は敷地主義になっているので、全部単体に落とし込まれていっています。そのため、今、ここで議論しているバッファゾーンと世界遺産のコアとの関係も、全部、コアのところで頑張っても、バッファゾーンのところはどうしようもないという関係です。しかし、そういう関係性がとても大事なので、小さなことでも行っていくといいと思います。

もう少し時間があります。今日も法然院のそばで開発が起こっているなどの話がありましたし、そういうことについて何かご意見がございましたらいかがでしょうか。

○委 員：例えば、文化財建造物とか景観重要建造物として市の方に登録されていると、バッファゾーンの中の土地の所有者のところ市に市担当者が行って、顔見知りになり、定期的に情報交換があり、売るときには市に相談がある、ということはできないかと思います。もちろん、文化財はその売買にあたっては届け出が必要という制度がありますが、所有者との間のコミュニケーションがあった方がいいし、そもそも所有権の移転が起こります。今回、ニチレイの保養所跡地では開発許可のところでもまず引っ掛かってくれたのは非常にいい仕組みでした。ただ、保全するには所有者の承認が必要だし、主体形成論から言えば、所有者とバッファゾーンの間関係性を構築しながら世界遺産を守っていくという、それぞれの世界遺産ごとのプラットフォームをつくり、そこには、市役所が介在する仕組みがあれば、もう少し事前に対処することができる。それが変容に対する備えとなる気がします。

- 座 長：基本的には、景観というのは、他者へ配慮することの積み重ねで全体が変わって、それによって自分が得をうるようなところがあります。だから、バッファゾーンに住んでいる方々も、世界遺産に合うような形で貢献をしたら、あたり一帯の景観や場所なりの価値が上がります。そうすると、自分の敷地の値段も上がります。そういう意味で、他者に配慮することが回り回って自分の利益になります。自分のところだけではなくて、他者と共同することによって自らの価値を高められる。これが景観づくりですし、それは同時にコミュニティづくりです。さらに、それは同時にバッファゾーンも含んだ形になるわけです。そういう景観の仕組みを、事業者や住民などいろいろな人と共有でき、具体的なアクションに落とし込めるようになると変わっていくと思います。今回の検証事業をそういう方向に生かして、今のように自分の敷地の中は自分だけで行うのはかえって損しているし、価値を下げているという景観の考え方も出していかないといけないと思います。
- 委 員：その仕組みができたとして、コレクティブな（共同の）景観を守ろうというアドバイスにしても、例えば、ニチレイのように、突然、本社と取引がある銀行が決めることにより、資産を処分する状態になります。そのときに、そのまま事業が進めば、銀行はそんなことは関係なく、入札で少しでも高く売ることになるわけですよ。しかし、早めにその動きを知ることができれば、京都市の方から、コレクティブな意思が働いている地区なのでご協力いただけませんかとお願ひしたり、新たなオーナーを連れてくることできる。
- 座 長：ガバナンスですよ。パブリックセクター（行政）とコミュニティセクター（市民社会）とプライベートセクター（民間市場）の関係性をうまくコントロールしていただくことが、とても大事なことです。いろいろ議論してきましたが、事務局の方からいかがでしょう。
- 京都市：貴重なご意見ありがとうございました。今回は世界遺産を議題としましたが、次回は、山裾部のお寺・神社やその周辺の事例を出す予定です。全部ではないですが、お寺・神社の方にお話をお聞きすると、景観を守ることにはご理解いただいて調査にもご協力いただくのですが、お寺や神社は建物、樹木を非常に手間暇をかけて守っているが、周りが変わっていつているのをどうしたらいいのかというご意見をたくさん頂いています。規制でできることは、とても限られているのかなと思います。規制では、基準を決めたぎりぎりのところに合せたものが集まってくる側面があります。しかし、例えば、60点で合格のものをもう少し点数の高いものにしていくためには、どういう仕組みがあるのかを考えているところです。御意見いただき、さらに考えて

いきたいと思っています。

○座 長：私は 20 年ほど前、子どもが幼稚園のころに東京から京都に連れてきて、二条城にも入りました。今日も、修学旅行生が来ていました。彼らにとっては、大変インパクトのある経験ですし、日本中の、あるいは世界の人たちにインプレッション（感銘）なり何か生きる力を与えています。そのぐらいの価値を京都は発信しています。そのために、今、検証しているわけです。今後、山裾などいろいろな歴史的資産の調査結果が出されますので、1回、1回、ケーススタディを深めていくことにしたいと思います。

それでは、本日の議題はこのくらいにいたします。本日も数々のご意見を頂きましたので、事務局におかれましては、それを参考にして事業を進めていただければと思います。

○京都市：委員の皆さま、長時間にわたる御審議、その前の現地調査、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。誠にありがとうございました。

—了—